

財団法人 福岡県高齢者・障害者雇用支援協会
寄 付 行 為
会費徴収規程

財団法人 福岡県高齢者・障害者雇用支援協会

福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

博多駅前ビジネスセンター内

財団法人福岡県高齢者・障害者雇用支援協会
寄 付 行 為

目 次

- 第1章 総則(第1条～第4条)
- 第2章 資産及び会計(第5条～第13条)
- 第3章 役員及び顧問(第14条～第19条)
- 第4章 理事会(第20条～第27条)
- 第5章 評議員会(第28条～第30条)
- 第6章 寄付行為の変更及び解散(第31条～第32条)
- 第7章 賛助会員(第33条)
- 第8章 雑則(第34条～第35条)

附則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人福岡県高齢者・障害者雇用支援協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号(博多駅前ビジネスセンター内)に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、高年齢者及び障害者の雇用問題(以下「雇用問題」という)に関する調査、研究情報の収集、提供、事業主に対する相談、指導、援助、その他必要な事業を行うことにより、県内産業及び企業における雇用の確保と安定に資し、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 雇用問題に関する調査、研究
- (2) 雇用問題に関する情報の収集及び提供
- (3) 事業主に対する雇用問題に関する相談、指導及び援助
- (4) 雇用問題に関するセミナー講習会の開催
- (5) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構等からの事業の受託
- (6) 障害者雇用支援センターの運営
- (7) 関係機関との連携及び協力
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立に際して基本財産とされた財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむをえない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、会長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債等確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

2 この法人は、理事会の議決を得て第4条の事業運営に関し資金の借入れをすることができる。

3 前項の規定による借入金は当該年度内に償還しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が、年度開始前に理事会の議決を経て定め、主務官庁に届け出なければならない。

2 会長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告及び決算)

第11条 会長は、毎会計年度終了後3箇月以内に、事業報告書、収支決算書、財産目録及び貸借対照表を作成し、監事の監査及び理事会の議決を経て、主務官庁に報告しなければならない。

(剰余金の処分)

第12条 毎会計年度の剰余金は、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れるか、又は翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員及び顧問

(役員の種類)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人以内
- (3) 理事(会長、副会長を含む。)20人以上25人以内
- (4) 監事 2人

(役員の内任)

第15条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長は、理事会において、理事の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長が理事のうちから指名する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 この法人の役員が、心身の故障のため職務を行うことができないとき、又は役員としてふさわしくない行為をしたときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意により、解任することができる。

(役員職務)

第16条 会長は、この法人を代表し、この法人の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を執行し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会においてこの法人の業務に関する重要事項を審議し、決定する。
- 4 監事は、この法人の資産及び会計並びに業務執行の状況を監査する。

(任期)

第17条 役員の内任は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の内任は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第18条 役員は、無報酬とする。

(顧問)

第19条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の重要事項について、会長の諮問に応じて意見をのべるほか、会長に意見を述べることができる。

4 顧問は、理事会に出席して意見を述べるができる。

第4章 理 事 会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄付行為において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項
- (4) (招集)

第22条 理事会は、会長が招集する。

2 理事が理事の総数の3分の1以上の同意を得て、又は監事が会議の目的たる事項及び招集の事由を記載した書面を会長に提出して、理事会の招集を請求したときは、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 会長は、理事会を招集しようとするときは、理事に対し会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 24 条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第 25 条 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めのある場合を除くほか、出席理事の過半数の同意をもって決定する。

2 賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

(書面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び代理表決者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には、出席した理事のうちから議長が指名した議事録署名人2人が議長とともにこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

第5章 評議員会

(評議員会)

第 28 条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、15人以上20人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、会長の諮問に応じて、この法人の業務に関する重要事項について審議する。

(評議員)

第 29 条 評議員は、理事会で選任し、会長が任命する。

2 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 評議員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(評議員会の会議)

第 30 条 評議員会は、会長が招集する。

2 会長は、評議員会を招集しようとするときは、評議員に対し会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

3 評議員会に評議員の互選による座長を置く。座長は、会務を総理する。

4 評議員会は、評議員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第 31 条 この寄付行為は、理事会において理事の3分の2以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 32 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において、理事4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可があったときは、解散する。

2 解散のとき存する残余財産は、理事会の議決を経、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第7章 賛助会員

第 33 条 この法人の目的に賛同する者を、この法人の賛助会員とすることができる。

2 賛助会員の納入すべき入会金その他賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める

第8章 雑 則

(事務局)

第34条 この法人の業務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局の職員は、会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(委任)

第35条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員及び顧問は、第15条第1項から第3項及び第19条第2項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによるものとし、その役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、昭和55年3月31日までとする。

2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は第10条及び第21条の規定にかかわらず、この法人の設立発起人会が定めるところによる。

3 この法人の設立初年度の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、この法人の設立許可の日から昭和54年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の入会金及び会費に関する事項は、第33条第2項の規定にかかわらず、この法人の設立発起人会が定めるところによる。

附 則

この改正は、昭和61年 6月26日から施行する。

この改正は、平成10年 5月11日から施行する。

この改正は、平成13年 3月14日から施行する。

この改正は、平成16年 2月18日から施行する。

この改正は、平成18年 4月 1日から施行する。

この改正は、平成18年10月10日から施行する。

この改正は、平成19年 6月14日から施行する。

この改正は、平成20年 2月19日から施行する。